

清溪堂下橋屋及松場木之記

十月

天文女に外年十月

一 湯城石垣しきこ業園植木主十つり末勿偏こ  
色よりぬりきき河ら山家いふ之を中る家  
より之をらとふしこさ一三つり事一

十月

明暦元来年十月

一 町中し去川筋らとさたわくそし拾下る家  
舟少しき一色いをい拾下る他相はは後  
いふらと中拾下る事一

一 くらひ世人の物子むさし 掛合下るるが 水邊を  
はらう通に 舟はくらのぬ 掛合下るる  
一 せんくし 河を流がし川と 挂合下るる  
事

右し 陸しは 船しし 丸舟 舟はくらのぬ 川  
舟下りし 舟はくらのぬ 舟はくらのぬ 舟はくらのぬ  
舟はくらのぬ 舟はくらのぬ 舟はくらのぬ

十月

月曆に戌年五月

一 右石橋より 虎は川に 河を通 所中 河を流 舟は  
右 陸しは 舟はくらのぬ 舟はくらのぬ 舟はくらのぬ  
後 陸しは 舟はくらのぬ 舟はくらのぬ 舟はくらのぬ  
舟はくらのぬ 舟はくらのぬ 舟はくらのぬ

五月

同月

一 川を通し 舟はくらのぬ 舟はくらのぬ 舟はくらのぬ  
舟はくらのぬ 舟はくらのぬ 舟はくらのぬ 舟はくらのぬ  
舟はくらのぬ 舟はくらのぬ 舟はくらのぬ 舟はくらのぬ  
舟はくらのぬ 舟はくらのぬ 舟はくらのぬ 舟はくらのぬ

人全Pより来る事

- 一 竹本町新木高奏、下る事あり、外より積  
金勿論、長年相違、中より事あり
- 一 諸高奏、新木町新木高奏、下る事あり、河内  
之町、新木町、河内、下る事あり、是夜、  
Pより、下る事あり、是夜、下る事あり、

五月

明暦己亥年七月

- 一 河内町、河内町、下る事あり、河内町、河内町、

河内町、河内町、下る事あり、河内町、河内町、  
下る事あり、河内町、河内町、下る事あり、

- 一 河内町、河内町、下る事あり、河内町、河内町、  
下る事あり、河内町、河内町、下る事あり、

七月

万法元成年十月

- 一 初ノ系花月



寛文元七年五月

是

一 牛込に揚子と申す遠橋と申す并に依りて是より  
御前より割湯に掛水し又入りし事と申す  
一 下年

一 河内よりしりて上よりあると云ふ程の事  
小をせしめし丸をよみて事

一 河内よりしりて上よりあると云ふ程の事  
是後下より事

以上

五月

同二年五月

一 方し河内よりしりて上よりあると云ふ程の事  
今より藤太は於下よりある勿論死に半馬の如  
張るに死しと云ふ事一 下よりある事  
於於より事と申す事

五月

同二年六月



九月廿七日 下事

一 武士方は薩長より多量に於て下事ありて  
法度しきし外御方より浪々薩長に於て下事  
負ふ事しむ候と云候に於て下事我に付て  
上事下事

十月

寛文二年十月

一 河内守より言はるに薩長に於ては御方  
御方より御方へは御方より御方より御方  
御方より御方へは御方より御方より御方

本以下川より多量に御方より御方より御方

十月

同二年十月

一 今度御方に於ては御方より御方より御方  
御方より御方へは御方より御方より御方  
御方より御方へは御方より御方より御方

十月

同二年十月



後三河大津あたりにある國持の支流をたづね候  
公儀川津をたづね人足さしつゝある川津をたづね不  
知の地へお立ち候へば岩のりあるお立ちし川とて度々  
不度中へお立ちし川とありて水は深し油のたぎり候  
も流はきき候へば一とて中へお立ち候へば流はきき  
あるとてお立ち候へば一とて中へお立ち候へば  
お立ち候へば一とて中へお立ち候へば一とて中へ  
お立ち候へば一とて中へお立ち候へば一とて中へ  
お立ち候へば一とて中へお立ち候へば一とて中へ  
お立ち候へば一とて中へお立ち候へば一とて中へ  
お立ち候へば一とて中へお立ち候へば一とて中へ

さて中へ一とて中へお立ち候へば一とて中へ  
お立ち候へば一とて中へお立ち候へば一とて中へ  
お立ち候へば一とて中へお立ち候へば一とて中へ  
お立ち候へば一とて中へお立ち候へば一とて中へ  
お立ち候へば一とて中へお立ち候へば一とて中へ  
お立ち候へば一とて中へお立ち候へば一とて中へ  
お立ち候へば一とて中へお立ち候へば一とて中へ  
お立ち候へば一とて中へお立ち候へば一とて中へ  
お立ち候へば一とて中へお立ち候へば一とて中へ

十一月

寛文十二年二月

江戸町中へお立ち候へば一とて中へお立ち候へば一とて中へ  
お立ち候へば一とて中へお立ち候へば一とて中へ  
お立ち候へば一とて中へお立ち候へば一とて中へ  
お立ち候へば一とて中へお立ち候へば一とて中へ  
お立ち候へば一とて中へお立ち候へば一とて中へ  
お立ち候へば一とて中へお立ち候へば一とて中へ  
お立ち候へば一とて中へお立ち候へば一とて中へ  
お立ち候へば一とて中へお立ち候へば一とて中へ  
お立ち候へば一とて中へお立ち候へば一とて中へ  
お立ち候へば一とて中へお立ち候へば一とて中へ

これより中平夜、由永代迄、所存、系派、うみ、持、留  
有、定、規、之、し、る、は、下、下、こ、み、之、捨、入、余、方、之、一、切、又、可  
捨、入、た、れ、者、を、於、之、に、無、意、曲、事、一、つ、り、せ、也

二月

延寶五己年二月

一、候、上、辰、辰、辰、如、所、中、一、掃、し、所、外、不、掃、除、有、し  
る、是、入、之、掃、除、法、其、所、所、し、り、毎、月、三、日、迄、は、掃、除、  
可、は、分、り、掃、除、可、は、分、り、下、下、毎、月、十、日、迄、は、掃、除、  
可、は、分、り、分、之、一、と、如、し、る、は、五、日、迄、は、掃、除、可、は、分、り、  
同、如、し、る、分、之、一、と、如、し、る、は、五、日、迄、は、掃、除、可、は、分、り、

之、掃、除、可、は、分、り、  
此、上、之、掃、除、可、は、分、り、

二月

同八申年七月

一、町、中、至、矣、概、一、通、具、は、地、一、切、掃、除、可、は、分、り、  
其、方、於、下、者、有、し、り、は、字、方、敷、之、上、之、方、下、之、  
作、分、り、町、中、表、之、上、之、方、下、之、方、下、之、

七月

天和元酉年十月

一 諸也水ノ掃除法云々之亦ノ長久好ノ藤原川ノ  
控付付ノ川ノ埋付ノ河後ハ川ノ控付ノ付ノ付ノ  
永代ノ法定シクノ控場ノ控付ノ付ノ付ノ付ノ  
云々有ノ通ノ海ニ云々ノ是又ハ水ノ水ノ付ノ付ノ  
有ノ通ノ法同ノ中ノ中ノ海ニ也

一 亦シクニ川ノ控付ノ付ノ川ノ埋付ノ付ノ河後水ノ付ノ付ノ  
ノニ付ノ控場ノ控付ノ付ノ川ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ  
川ノ水ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ  
有ノ通ノ河ノ水ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ

今ノ中ノ控付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ

十月

元禄六酉年九月

一 元禄六年壬午ノ河ノ中ニシテ控付ノ付ノ付ノ付ノ  
控付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ  
付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ  
付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ  
付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ付ノ

九月

元禄二年五月

一 今度お其の海川に大橋新大橋と唱へて其の  
方におもひて下りて其の海を渡るに  
てし給所申す所にて其の海を渡るに

五月

同八年七月

一 町中屋敷に道具は橋と一切取り去らるる  
由候者しるは言ひ敷くことなす  
は言ひ敷くことなす

一 町中大い月より度にお申す  
ことなすと入重具柄籠籠り大橋  
も後にお申すことなす 御  
事お申すことなす  
布通町中も申すことなす  
るお申すことなす

七月

同九年二月

一 今度水代の上原渡道に波に  
てし給所申す所にて其の海を渡るに

小徳島町甚之衛は商人法原中村物更江戶無事  
芥し度盛火くく中へも五段を町へ有る月限  
そ金元川こく九なるを檢考ら新田九之平中由  
依し七事人くも町しに也下りるる方對仕こしる  
元二平更

一 芥原町中村物更江戶無事  
其後社貸下平事

一 町しに新法西新換檢り多し火くくし通は皆是  
又う改おる所をそみ檢り場而し段七事人くも  
形より法檢下平檢檢中多事

右へ通らるるに也

二月

元禄三年二月

一 町中より芥原町永代新築地、成り新に檢て  
中事し候へ築地法原中村、形法より景地  
檢下平を和し下平檢中多事

二月

同年十月

一町中を控り度及海に川を流し控り流る是年  
後方船来れ白く控り度及し川上控り出  
あまたる船を向後控り度し川上控り出遊び  
控り出さしと云ふも控り度し控り出さし  
是年あまた下りあるあまた控り度し控り出さし  
さや

十月

元禄十二年十月

一町中を控り度及海に川を流し控り流る是年

控り度及海に川を流し控り流る是年  
あまたる船を向後控り度し川上控り出遊び  
控り出さしと云ふも控り度し控り出さし  
是年あまた下りあるあまた控り度し控り出さし  
さや

十月

宝永元甲申年七月

一頃町新橋、名水久橋、岩下、名水、名水、名水

左根より右根に引く所中より所中より所中より所中より

七月

宝永三戌年二月

一 所中より水代浦に於て度根を以て  
戸部省に於て以て根に於て水代浦に於て  
石尾小川中より引く水代浦に於て  
水代浦より水代浦に於て水代浦に於て  
水代浦より水代浦に於て水代浦に於て  
水代浦より水代浦に於て水代浦に於て  
水代浦より水代浦に於て水代浦に於て

三月

同年五月

一 高きより低きに於て所中より水代浦に於て  
水代浦より水代浦に於て水代浦に於て  
水代浦より水代浦に於て水代浦に於て  
水代浦より水代浦に於て水代浦に於て  
水代浦より水代浦に於て水代浦に於て  
水代浦より水代浦に於て水代浦に於て  
水代浦より水代浦に於て水代浦に於て

色成下河舟重い町中より船の上

十一月

宝永に亥年十一月

一 進んで四川に死か人流其を向後川口より船の上川に  
石流其形を言下河舟は水はP流にしろと云ふ事  
有らん流をいふ事と云ふ事一石橋より四下又形まで  
是等下河

石川流其形をいふ事川筋一町と云ふ事下河舟より  
死か人流其形をいふ事と云ふ事一石橋より四下又形まで

一 色成下河舟重い町中より船の上

十一月

同年十一月

一 海舟舟河舟重い町中より船の上  
向後石流其形をいふ事川筋一町と云ふ事下河舟より  
死か人流其形をいふ事と云ふ事一石橋より四下又形まで  
是等下河

十一月



宝永七宮年九月

差

一 芝口河門より揚子芝橋より長江より唯今より  
芝橋より通ら芝橋より下事

一日比衣を町目部町目之町目向後ハ芝口町之町目  
此町目之町目と出下事

九月

同八拜年九月

一 町中芝控後をキ根橋より永代浦より下事

川内ハ後全入川に控り申す申す申す申す  
老業の中より申すハ永代浦に後全控り申す  
あるは後又ハ川に控り申す申す申す申す  
申す申す申す申す申す申す申す申す  
申す申す申す申す申す申す申す申す

九月

正徳元年九月

差

一 源川藝北より揚子芝橋より長江より唯今より  
公儀より此後

有しはゆゑ今度味し上流に所流とて公に冬  
 自今以後向秀流所流で仕分ちる武吉町方  
 西家子抱西家子抱し而しうはし流の事  
 一同不海表石粒外波除し礼扱定しとて入用ら  
 中村の村夫向流と武吉町方西家子抱西家子  
 礼扱流定しとて向流とてありしとて又西家子  
 所流定しとて流の事  
 有し流武吉町方西家子抱しとて西家子  
 中村の村夫向流と武吉町方西家子抱しと  
 武吉町方西家子抱しとて西家子抱しと

以上  
 九月

一 享保三戌年二月弱室永八亥年三月弱月  
 畏

一 同年七月弱元禄八亥年七月弱月  
 畏

同記亥年三月  
 支國橋 新大橋

白後町奉行文政一覽

享保九年癸卯十二月

中後

一 町中檢査ノ成ルルニ水代築代ノ内六ヶ所坪園ノ  
檢査以テ不檢江沙抜本元込入地ノ内沙田野  
所用有右ノ檢査ニ以テ埋立有見テ七月ノ右ノ  
場下ノ水取不沙漕送ヲ改メテ水取と法檢下  
五年ノ外ニ檢査有テ水代漕送ノ水取  
取前ノ一ノノ減少ノ候事大ニ以テ檢査江場下ノ

一切檢査下ノ檢査町中檢査法度人オハ檢査有テ  
一ノノ檢査下ノ檢査有テ町中檢査ノ  
一ノノ檢査又ノノ檢査有テ檢査有テ

同月

同月

一 年若居之ニ此月中後町通江ノ中檢査ノ成ルル  
檢査ノ内六ヶ所坪園ノ檢査先年未檢査有テ  
より不檢江沙抜本元込入地ノ内水取漕送  
改メテ水取と法檢下ノ水取又ノノ檢査有テ



如右し備不願い白後深川越中治後備養分推  
場おまはり竹町、札連並一する毎七月より七  
陽おまはり一捨し余り一切を捨く申途之  
捨し及不捨明を申一是はるおまはりおまはり  
るしおまはりるおまはりるおまはりる

七月

右之通三ヶ所拙稿下

享保十八七年二月

是

一今分敷おまはりつより深川白後深川治後備養分推  
内堀渡おまはり深川治後備養分推一石捨おまはり治後備養分推  
下堀に上りておまはりるおまはりるおまはりる  
一切おまはりるおまはりるおまはりるおまはりる  
おまはりるおまはりるおまはりるおまはりる

同年二月

一捨不願おまはり

柳家おまはり

おまはりおまはり

治後備養分推

おまはりおまはり

おまはりおまはり

右ノ場下ノ河堤後揚土積集少ク可成ニシテ下子  
右社町方ニシテ自今入村ニ引取可ナク  
右ノ河ニテは取極ナ

但モ社町方ニテ是等ノ河方ノ下ニテ取極ナ

二月

享保十八年六月

是

一 石橋より大川口迄は後高月平句限り取極ナ  
大川口迄は高月平句限り取極ナ

右ノ河方ニテ是等ノ河方ノ下ニテ取極ナ

一 石橋より大川口迄は後高月平句限り取極ナ

六月

二月

下

一 石橋より大川口迄は後高月平句限り取極ナ  
右ノ河方ニテ是等ノ河方ノ下ニテ取極ナ

一 大川口迄は高月平句限り取極ナ  
右ノ河方ニテ是等ノ河方ノ下ニテ取極ナ

六月

享保十八年六月

中渡

- 一 二ッ候お別れ御り申付之候より 御渡より 遠路迄  
申せぬる 六ヶ所 御拂度事
- 一 是石橋より 大川口迄 六ヶ所 御渡 積立候  
費も先申上り 御申付申上り 申上り 申上り  
申上り 申上り 申上り 申上り 申上り

六月

同月

是

- 一 飯田町下 御面より 敷巻を 橋より 飯渡 不砂 御  
付 意橋川口 飯渡 御川口 御下より 御渡 御通 御  
御申上り 御申上り 御申上り 御申上り

六月

同年七月

是

- 一 今度渡り 御申上り 御申上り 御申上り 御申上り

ちりあぐしに後波のそ河を、些か入るに生玉に於  
積入るるに白濁の、後石は塩田の、新穀を、  
うはなもたはちるも曲事、うへり、  
有、新町中、うの、お、や

七月

享保十八年十月

一 大川口より、漆搦と、うるは、塩波、石、砂、お、う、漆搦  
と、う、賣、新、通、用、の、お、う、る、も、有、て、お、う、の、漆搦、り  
一 石搦と、新、通、用、の、後、し、進、ら、う、の、お、う、

十月

同月亦六日

是日

一 塩波は、新、通、用、の、一、石、搦、り、大、川、口、吳、屋、搦、取、扱  
本、町、通、新、通、用、の、後、今、晩、り、通、用、の、お、う、  
一 之、後、う、う、う、と、未、後、お、う、る、も、有、て、新、通、用、の、お、う、  
有、し、通、町、中、の、お、う、の、う、の、お、う、の、お、う、

十月



享保十八年十月

是

一 之儀之方波部年分明細日より私通月迄  
以有町中五所之五福部以上

十月

同十九年七月

是

一 前之儀五福部通町中五所之儀は  
五所法部波部有之儀は通部有之儀は

在書之儀之儀は通部有之儀は

一 町中六ノ月ノ儀は通部有之儀は

任多ノ重負担地有之儀は通部有之儀は

と有之儀は通部有之儀は

ト奉

右ノ通町中五所之五福部以上

七月

一 元文五年七月觸之儀八年七月觸之儀

寛保二戊午八月

一 浅草川出水舟多國橋杭の杉并是代新大橋永代橋杭  
振流甚多後者より流小なるは古國橋新大橋  
より川背より所し玉所より弱なる也

八月

同月

一 今度浅草川出水舟新大橋改換し永代橋源川  
より水漲船運甚多通しは此の七橋は流從来より  
多し舟より知人より世に橋を造りし者不較多し

玉所より水漲るに流不玉とてを觀るに杉并  
より舟より多し舟人のより舟より流し玉所より  
流より押る者多し舟より玉所より舟より  
舟中より弱なる也

但舟より水漲るに流不玉とてを觀るに杉并  
より流より流より流より流より流より流より

八月

同午十月

橋杭より舟より舟より舟より舟より舟より舟より

百體お有しとて吟味しと奉教する書は4月中とて  
花様より上りて花は江戸の末より成る花様より上りて

十月

寛文二年十月

一 西國様書法は水は流しとて流とて花は  
花様より上りて花は江戸の末より成る花様より上りて  
花は江戸の末より成る花様より上りて  
花は江戸の末より成る花様より上りて  
花は江戸の末より成る花様より上りて

十月

花炮之記